

はなやか関西  
シンボルマークのご利用について



THE FLOWER OF JAPAN  
**KANSAI**

公益社団法人 関西経済連合会

## はじめに

本書は、はなやか関西シンボルマークをご利用いただくにあたって、その使用方法と使用承認申請の手続きをまとめたものです。

ご利用にあたっては、本書と併せてデザインガイドラインをご参照いただき事前の使用承認申請をお願いします。

みなさまに積極的にご活用いただき、関西地域\*のPRにご協力いただきますようお願い申し上げます。

\*関西地域とは、関西10府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、福井県、三重県）のことを指します。



# シンボルマークについて



## THE FLOWER OF JAPAN KANSAI

### コンセプト

キャッチコピーは“THE FLOWER OF JAPAN”。関西は日本の伝統的な文化や産業、自然、食、そして観光コンテンツの集まった「華のあるエリア」である、という意味が込められています。

シンボルマークには関西の地域ブランディングのコア・コンセプト

「はなやか関西」をアピールするため、モチーフに「FLOWER (花)」を使用。

花卉に関西10府県（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県・福井県・三重県）の「はなやか」を象徴する要素をデザインすることで、関西の持つ豊かかつ多様性に満ちた魅力を表現しています。また、10府県それぞれの魅力の特性が、一つのまとまりとして花開き広がっていくという意志も表されています。

- |                       |                 |                 |                    |
|-----------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| ① 鯖江のメガネ [福井]         | ⑦ 神戸港のクルーズ [兵庫] | ⑬ 大文字山 [京都]     | ⑲ 温州ミカン [和歌山]      |
| ② フクイラブルの化石 [福井]      | ⑧ 仁徳天皇陵古墳 [大阪]  | ⑭ 五重塔 [京都]      | ⑳ 伊勢神宮 [三重]        |
| ③ ズワイガニ [福井、京都、兵庫、鳥取] | ⑨ たこ焼きと串カツ [大阪] | ⑮ フナ [滋賀]       | ㉑ 伊勢エビ [三重]        |
| ④ 二十世紀梨 [鳥取]          | ⑩ 阿波おどり [徳島]    | ⑯ 琵琶湖 [滋賀]      | ㉒ 熊野古道 [和歌山、三重、奈良] |
| ⑤ 鳥取砂丘 [鳥取]           | ⑪ 大鳴門橋と渦潮 [徳島]  | ⑰ 奈良公園のシカ [奈良]  |                    |
| ⑥ 姫路城 [兵庫]            | ⑫ 通天閣 [大阪]      | ⑱ 東大寺盧舎那仏像 [奈良] |                    |

# 組み方規定

正式名称	はなやか関西シンボルマーク	
デザインエレメント	縦組み	
 <p>THE FLOWER OF JAPAN <b>KANSAI</b></p>		
横組みA [シンボルマーク大]	横組みB [ロゴタイプ大]	
 <p>THE FLOWER OF JAPAN <b>KANSAI</b></p>  <p>THE FLOWER OF JAPAN <b>KANSAI</b></p>		
スモールサイズロゴマーク		
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>13mm 以上 20mm 未満</p> </div> <div style="margin-right: 20px;">  <p>THE FLOWER OF JAPAN <b>KANSAI</b></p> </div> <div> <p>※スモールサイズロゴマークは 通常サイズロゴマークを一部簡略化しており、 デザインが異なります。注意のうえご使用ください。</p> <p>20mm未満で表示する場合は、 スモールサイズロゴマークを使用してください。 13mm未満での使用は推奨しません。</p> </div> </div>		
ダブルブランドロゴマーク縦組み	ダブルブランドロゴマーク横組み	
 <p>THE FLOWER OF JAPAN <b>KANSAI</b> OSAKA</p>  <p>THE FLOWER OF JAPAN <b>KANSAI</b>   OSAKA</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div data-bbox="1037 1758 1433 1803">シンボルマークの単独使用</div>  </div>		

※使用方法については、デザインガイドラインに規定しています。

## 使用承認基準

シンボルマークの使用については、関経連が定める使用要綱に即して内容について審査いたします。  
なお、次のような場合は使用を承認いたしません。

### 使用を認められない場合

1. 関経連もしくは関西10府県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
2. 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
3. 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。
4. 関経連もしくは関西10府県の事業又は関経連もしくは関西10府県が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。
5. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
6. 使用要綱の規定に従わないおそれがある場合。
7. その他承認することが不相当と認められる場合。

### (留意事項)

※ シンボルマークを使用する場合は、事前に必ず関経連に使用申請を行い、承認を得てください。承認が得られないままシンボルマークを使用された場合、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、関経連は一切負担いたしません。

※ デザイン、試作品、完成品制作、品質検査等に要する費用について、関経連は一切負担いたしません。

## 使用料

シンボルマークの使用は無償です。商品・景品・広告にご利用いただけます。

### ※商品・景品・広告の区分

商 品	販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「品物等」という。）並びに品物等の広告（品物等の情報を広く宣伝するものをいい、品物等にシンボルマークを使用しているものに限る。）
景 品	商品等の販売促進を目的とした製品（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「製品等」という。）並びに製品等の広告（製品等の情報を広く宣伝するものをいい、製品等にシンボルマークを使用しているものに限る。）
広 告	商品、事業等の情報を広く宣伝するもの

## 使用申請手続き

申請に必要な書類に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。ご記入いただく主な必要事項は以下のとおりです。

- ・シンボルマークの使用を希望される企業・団体名と担当者名、連絡先等
- ・使用目的
- ・使用期間

※大筋の流れは次項以降をご参照ください。

※申請に必要な費用等は申請者のご負担になります。また、ご提出いただきました書類等は返却できませんのでご了承ください。

※ご不明な点等があれば以下までお問い合わせください。

**(2014年9月1日から)**  
**公益社団法人 関西経済連合会 産業部**

〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27

TEL : 06-6441-0106

FAX : 06-6441-0443

E-mail : hanayaka@kankeiren.or.jp

# 使用申請手続き

## 1. 申請書類の提出

### [提出物]

- ・はなやか関西シンボルマーク使用承認申請書 (様式第1号)
- ・企業・団体等の概要がわかる書類 (パンフレット等でも結構です)
- ・企画・デザインラフ提案書 (様式自由)

※必要事項が申請書に書ききれない場合は別途内容がわかる書類を添付してください。

## 2. 使用承認審査

使用目的や内容を審査いたします。

※ はなやか関西シンボルマーク使用要綱に基づき行います。

※ 審査結果が不承認であった場合は「はなやか関西シンボルマーク使用不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

## 3. デザインデータ送信

使用承認審査で承認された企業・団体にはご使用いただくシンボルマークの画像をデータ送信いたします。同時に「はなやか関西シンボルマーク使用承認書」を交付いたします。

## 4. 見本の提出

送信いたしました画像データをもとに作成されたデザイン案をご提出ください。デザインが適切かどうかの確認を行います。なお、デザインはデザインガイドラインに沿ったものとしてください。

### [提出物]

- ・デザイン承認申請書 (様式第4号)
- ・デザインシート (シンボルマークを使ったイメージ図)
- ・完成見本

※修正をお願いした場合は、修正後のデザインを再提出してください。

## 5. 完成品の提出

実際の使用の前に完成品をご提出ください。現物の提出が困難な場合、関経連の事前の承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることができます。

### [提出物]

- ・完成品